施設入所者数に係る数値目標について

1 第6期障害福祉計画における数値目標

【国の基本指針】(第6期障害福祉計画(R3~)策定に当たっての目標)

◆ 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1. **6%以上削減する**



本県の数値目標(素案)

令和5年度末時点の入所者数 → 現状維持(2,227人)

2 施設入所を巡る現状

【施設数・入所者数 (令和元年度末)】

- ・障害者支援施設数
- 4 5 施設
- ・障害者支援施設入所者数 2,227人

■待機者の状況(各施設に対して実施した調査による)

→次期計画期間中の入所を希望する待機者の数(190人)は、現計画策定時(193人)と 比べ、ほぼ変化がない。

■障がい者(児)のニーズ調査

- →・自宅にて生活している重度の障がい者の32%が3年後に入所施設が必要、44%が将来(親亡き後)に必要と回答。(障がい者のニーズ調査)
 - ・特別支援学校の児童生徒の保護者に対して実施したニーズ調査では、高等部生徒の保護者の32%が学校卒業後にグループホームが必要、26%が入所施設が必要と回答。また、同保護者の44%が将来(親亡き後)にグループホームが必要、40%が入所施設が必要と回答。(障がい児のニーズ調査)

■関係者の声(県内障がい者団体等との意見交換から)

→「グループホームの整備促進とともに、地域生活支援拠点等の整備、日中系サービス の充実等が必要」「親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されることが必 要」

■同(第1回岐阜県施策推進協議会から)

→「施設入所者数については、国の方針もあるが、岐阜県の事情があり、障がいのある 方ご本人の意見を尊重して策定してもらいたい」

3 施設入所を巡る現状から導き出される方向性

- ○施設入所は地域におけるセーフティネットの役割を担っており、依然として待機者も多数存在しているなど、次期計画期間中に入所者数を削減することは難しい。
- ○ニーズ調査の結果、重度の障がい者では将来入所施設が必要との声が多い。一方、特別 支援学校生徒の保護者ではグループホームが必要との声が多い。



引き続き入所施設者数を維持しつつ、グループホームや地域生活支援拠点をより身近なものにし、地域で安心して生活できる環境をつくる必要がある。

4 第6期計画期間中の取組

【グループホームの整備促進】

○グループホームをさらに整備し、また、日中活動サービスの場を増やすことで、地域生活を望む障がい者の生活の場の確保を図る。

| <第6期計 | 上画におけ | る見込量 | (素案) | > |
|-------|-------|------|------|---|
| | | | | |

| 項目 | | 単位 | 第5期 | É | 第6期計画 | | 増加量 |
|-----|--------------|----|---------|--------|--------|--------|----------------------|
| | | | R2 (見込) | R3 | R4 | R5 | $(R2 \rightarrow 5)$ |
| 日中 | 生活介護 | 人分 | 4,855 | 4, 945 | 5,027 | 5, 102 | 247 |
| 活動 | 就労移行支援 | 人分 | 401 | 443 | 467 | 497 | 96 |
| サー | 就労継続支援 (A 型) | 人分 | 2, 531 | 2,606 | 2, 703 | 2,806 | 275 |
| ビス | 就労継続支援 (B型) | 人分 | 3, 636 | 3, 846 | 4, 052 | 4, 271 | 635 |
| 共同生 | 活援助(グループホーム) | 人分 | 1, 490 | 1,585 | 1,689 | 1,800 | 310 |

- ○グループホームが、住み慣れた環境で外部サービスを利用しながら自立した自分らしい 生活を送ることが期待できる場であることがわかるような事例集を作成し、市町村と連 携してグループホームへの理解促進を図る。
- ○グループホームの開設に係る手引書を作成し、整備に向けて必要となる準備等をあらか じめ示すことで、着実な整備の促進を図る。

【地域生活支援拠点等の整備促進・機能強化】

- ○障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなどの居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等が圏域ごとに整備されるよう、引き続き促進。相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行う。
- ○既に整備されている地域生活支援拠点等については、年1回以上、整備後の拠点等が地域のニーズ・課題に応えられているかを検証し、改めて必要な機能の確保について検討するよう、整備主体である市町村に促す。
- ○地域生活支援拠点等の整備・運用に係る関係者の情報交換の場を設け、各拠点等の運用 状況、課題等についての様々な情報をお互いに交換することで、各拠点等の機能のさら なる充実、強化に繋げられるようにする。